

# 保険診療による不妊治療に係る確認書

令和4年4月1日以降に、保険診療で対象となる不妊治療を実施された方は、次の手順に沿って書類を作成し、申請書類一式と合わせてご提出ください。

## 【加入の医療保険】

受診者名 体外受精・顕微授精の場合には「妻」 男性不妊治療の場合には「夫」	
記号・番号	
保険者の名称	<input type="checkbox"/> 朝霞市国民健康保険 <input type="checkbox"/> 全国健康保険協会 ( )支部 <input type="checkbox"/> ( )健康保険組合 <input type="checkbox"/> ( )共済組合 <input type="checkbox"/> ( )

## 手順1) 医療保険からの給付の確認

受診者の加入している保険組合等に、ご自身の高額療養費の適用区分、付加給付の有無（健保加入者のみ）についての確認を行い、①、②、にご記入ください。  
※限度額適用認定証をお持ちの方は、写しを添付してください。

高額療養費とは・・・

医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1カ月の（暦月：1日から末日まで）上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。

健保加入者…………… 高額療養費の適用区分がご不明な方は、加入している組合等へお問い合わせください。

国保加入者…………… 高額医療費の適用区分がご不明な方は、市役所1階保険年金課にてご確認ください。

① 高額療養費の適用区分 【ア・イ・ウ・エ・オ】……

付加給付とは・・・

ある一定額を超えた場合、超えた部分の医療費を払い戻してくれる制度です。加入している組合等へ制度の有無をご確認のうえ、対象になる方は、自己負担の上限額が確認できる書類をご用意ください。例) 組合発行の冊子等の写し  
自己負担の上限額は、加入している医療保険によって異なります。

② 付加給付（自己負担上限額）【有・無】……………円

## 手順2) 世帯合算等の確認

- ① 不妊治療とは別に申請に係る受診月と同月に、1つの医療機関等で21,000円以上の医療費（保険診療分）を支払った方はいますか？

【本人 はい ・ いいえ 】

【同じ医療保険に加入している家族 はい ・ いいえ 】

※はいの場合には、該当する領収書（原本）を添付してください。

- ② 不妊治療とは別に過去1年間に入院等の高額な医療費が掛ったことはありますか？

※過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

【本人 はい（ 回） ・ いいえ 】

【同じ医療保険に加入している家族 はい（ 回） ・ いいえ 】

## 手順3) 朝霞市早期不妊治療費助成事業申請額の確認

表内の該当する箇所にご記入ください。

※Dの行に該当がある場合は、Cの行への記入は不要です。

		月	月	月	月	月	月
A	不妊治療費 ※実施証明書のひと月ごとの金額	円	円	円	円	円	円
B	その他治療費 ※手順2)①に該当する場合のみ記入	円	円	円	円	円	円
C	高額医療費の限度額 ※資料1を参照	円	円	円	円	円	円
D	付加給付の自己負担上限額 ※手順1)の②	円	円	円	円	円	円
E	ひと月の申請額	円	円	円	円	円	円

### 【E ひと月の申請額の記入方法】

- ・ Aのみ記入がある場合 → Aの金額
- ・ A、B、Cに記入がある場合 → 資料1の例2)で算出した申請額
- ・ A、Cに記入がある場合 → Cの金額
- ・ A、Dに記入がある場合 → Aの金額 > Dの金額であればDの金額  
Aの金額 < Dの金額であればAの金額

朝霞市早期不妊治療費申請額（各月のEの合計額）

,000円

※上限100,000円、1,000円未満切り捨て

※朝霞市早期不妊治療費助成事業申請書（様式第1号）の申請額と同額になります。

#### 手順4) 添付書類の確認

該当する項目に☑を付け、書類を添付してください。

限度額適用認定証の写し（お持ちの方のみ）

付加給付の自己負担上限額が確認できる書類（健保加入者で給付がある方のみ）

例）組合発行の冊子等の写し

手順2) ①で対象となる21,000円以上の領収書の原本（該当者のみ）